内閣府

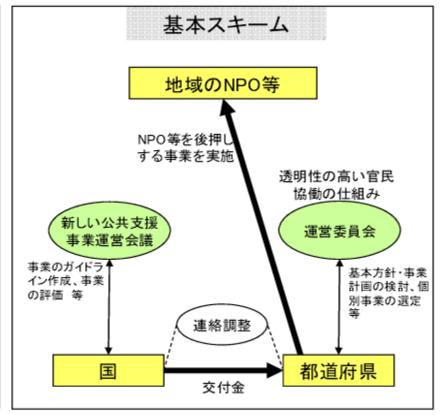
新しい公共支援事業

(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。

事業内容(2年間で実施)

- 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、 NPO等の民間非営利組織に対して、以下の事業を 実施し、活動の阻害要因を解決
 - ① NPO等の活動基盤整備のための支援事業 (例:財務諸表の作成支援)
 - ② 寄附募集支援事業(例: 寄附募集イベントの開催)
 - ③ 融資利用の円滑化のための支援事業 (例:専門家派遣による個別指導)
 - ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業
- 2. NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して、以下のモデル事業を実施
 - ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業 (多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
 - ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業 (社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り 越える取組)



「新しい公共」…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、 教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。